

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
矢作川圏域に係る取組方針**

**令和4年6月**

**矢作川圏域水防災協議会**

## 目次

1.はじめに.....	1
2.本協議会の構成員.....	4
3.減災のための目標と取組方針.....	6
4.フォローアップ.....	18

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を变革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要が生じた。

更に、平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

矢作川圏域は、ものづくり愛知の中心となる地域であるとともに、昭和 34 年の洪水（伊勢湾台風）では、下流の碧南市等で高潮による大きな被害を受けたほか、昭和 44 年、昭和 47 年の洪水においては上流の豊田市を中心に大きな被害が発生している。

戦後最大規模となる平成 12 年の洪水（東海豪雨）では、矢作川本川のみならず安永川や境川水系の各河川において広範囲な浸水による甚大な被害が生じた。ま

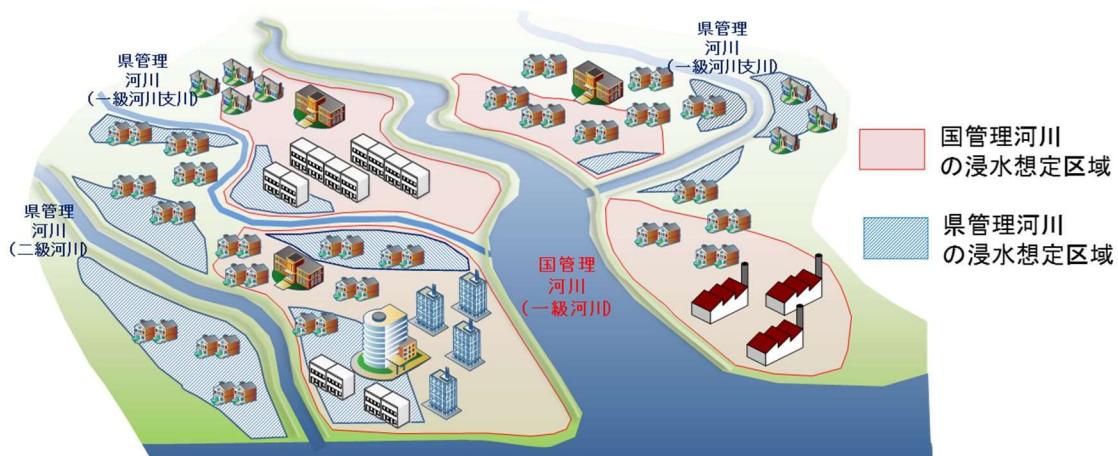
た、近年では、平成 20 年 8 月末豪雨（岡崎市で 146.5mm/h を観測）で、伊賀川、広田川、鹿乗川等で床下・床上浸水が発生し、大きな被害を受けている。

矢作川圏域の県管理河川を対象として、地域の特徴と課題を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るために、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町、幸田町、愛知県（防災安全局災害対策課、建設局河川課、尾張建設事務所、知多建設事務所、西三河建設事務所、知立建設事務所、豊田加茂建設事務所）、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局（豊橋河川事務所）が参画し、平成 29 年 2 月に「矢作川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和 8 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「矢作川圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

### 【本協議会設立の枠組み】



- ◆一級河川矢作川（国管理区間）の浸水想定区域を基本に、県管理河川を加えた圏域で設定
- ◆想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の

取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表2のとおりである。

表1 矢作川圏域水防災協議会 会員一覧

構成員	
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	岡崎市 市長
会員	碧南市 市長
会員	刈谷市 市長
会員	豊田市 市長
会員	安城市 市長
会員	西尾市 市長
会員	大府市 市長
会員	知立市 市長
会員	高浜市 市長
会員	豊明市 市長
会員	みよし市 市長
会員	東郷町 町長
会員	東浦町 町長
会員	幸田町 町長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	愛知県 西三河建設事務所 所長
会員	愛知県 知立建設事務所 所長
会員	愛知県 豊田加茂建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
会員	国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長
会員	中部電力株式会社 愛知水力センター 越戸水力制御所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

表2 矢作川圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名
(一) 矢作川	矢作川	(一) 矢作川	伊保川	(二) 前川	前川
	鹿乗川		広見川		江添川
	西鹿乗川		加納川		猿渡川 ○
	矢作古川 ○		御船川		下り松川
	広田川 ○		力石川		吹戸川
	須美川		飯野川		割目川
	安藤川		犬伏川		森前川
	占部川		木瀬川		石田川
	砂川		大平川		境川 ◎
	柳川		阿摺川		逢妻川 ◎
	相見川		李川	(二) 境川	恩田川
	尾浜川		田代川		発杭川
	赤川		介木川		後川
	乙川 ○		阿妻川		流れ川
	伊賀川		赤羽根川		水干川
	山綱川		丸草川		逢妻男川
	竜泉寺川		明智川		逢妻女川 ○
	鉢地川		段戸川		布袋子川
	男川		小田木川		岡田川
	夏山川		富永川		五箇村川
	鳥川		名倉川		石ヶ瀬川
	乙女川		入山川		鞍流瀬川
	雨山川		黒田川		砂川
	家下川		平林境川		明神川
	青木川		野入川		皆瀬川
	真福寺川	(二) 拾石川	拾石川		正戸川
	巴川	(二) 八幡川	八幡川		井堰川
	郡界川	(二) 鳥羽川	鳥羽川		茶屋川
	滝川	(二) 矢崎川	矢崎川		若王子川
	仁王川	(二) 北浜川	北浜川		前川
	足助川	二の沢川	小石川		
	神越川	(二) 蜂川	蜂川		井守川
	大見川	(二) 高浜川	高浜川		新寺田川
	野原川		稗田川		阿野川
	大桑川		油ヶ淵		明徳寺川
	安永川		新川	(二) 豆搗川	豆搗川
	加茂川		長田川	(二) 須賀川	須賀川
	市木川		半場川	合計 117 河川	
	籠川 ○		朝鮮川		
	水無瀬川		東隅田川		

赤字(◎) : 洪水予報河川 (2河川) 青字(○) : 水位周知河川 (6河川)

#### 【洪水予報河川及び水位周知河川の指定日】

洪水予報河川		水位周知河川	
河川名	指定日	河川名	指定日
境川	平成20年6月1日	矢作古川	平成17年7月1日
逢妻川	平成20年6月1日	広田川	平成19年6月1日
		乙川	平成19年6月1日
		籠川	平成19年6月1日
		猿渡川	平成21年6月1日
		逢妻女川	平成19年6月1日

### 3. 減災のための目標と取組方針

#### (1) 目標

平成27年9月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかつたなどの課題が浮き彫りとなつた。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

こうした中、全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、矢作川圏域における県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

#### 【本協議会の目標】



## (2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表3に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、矢作川圏域は、矢作川大臣管理区間の洪水浸水想定区域をベースに圏域を設定している。そこで、令和3年5月に矢作川水防災協議会が策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく矢作川の減災に係る取組方針」と共通する取組の内、特に、水防活動のための取組については、洪水時に中小河川から大河川へ水防活動を移行しながら実施されることが想定される。

そこで、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに對応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

### 【地域特性ごとに對応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例
上流域	県管理河川		小	速い	小	大	短い	【行政の公助は困難】 ・みずから守るプログラム
中流域	県管理河川 国管理河川	水位予知報河川	大	遅い	大	小	長い	・土のう積みなどの水防活動 ・水位計・カメラの設置 ・水害危険性の周知 ・水害対応タイムライン ・ホットライン ・直轄河川との連携
合流点 (二級河川は下流域)	国管理河川							
下流域								・広域避難の検討

表3 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）</li> <li>・避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）</li> <li>・水害危険性の周知促進</li> <li>・ICTを活用した洪水情報の提供</li> <li>・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等</li> <li>・ハザードマップの改良、周知、活用</li> <li>・浸水実績等の周知</li> <li>・防災教育の促進</li> </ul>
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予測や水位情報の提供の強化</li> </ul>
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）</li> <li>・水防訓練の充実</li> </ul>
防災施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）</li> <li>・樋門・樋管等の施設の整備</li> </ul>

緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要  
 が生じた場合に、随時追加していくものとする。

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築) 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入（H29.6）した。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン) 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。</li> <li>・洪水予報河川、水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定後は、実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町 気象台
水害危険性の周知促進	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川や水位周知河川以外の河川において、想定最大規模の降雨による浸水予想図を作成し情報提供を行っている。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。</li> </ul>	引き続き実施 (拡充)	愛知県

上記表の「主な取組項目」の内、国管理河川の矢作川水防災協議会が策定した「取組方針」に位置づけられている取組と類似する取組項目には、【○】を示している。また、目標時期の欄の記述の解説については、表4を参照のこと。

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
ICT を活用した洪水情報の提供 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。</li> <li>・大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。</li> <li>・境川・逢妻川流域の対象市町には、指定河川洪水警報を緊急速報メールで自動配信している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。</li> </ul>	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町
みずから守るプログラムの活用 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。</li> </ul>	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町

## ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川と水位周知河川について、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。</li> <li>・想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。</li> <li>・洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表をおこない、水害リスク情報の空白地帯の解消を図っていく。</li> </ul>	引き続き実施(拡充)	愛知県
ハザードマップの改良、周知、活用 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川と水位周知河川の洪水浸水想定区域や浸水予想図公表河川、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模に対応したハザードマップ（洪水・高潮）を作成・周知していく。作成にあたっては、ユニバーサルデザインにも配慮していく。</li> </ul>	引き続き実施(拡充)	市町
浸水実績等の周知 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
防災教育の促進 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に応じて出前講座等を行っている。</li> <li>・授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等をより多くの団体に活用してもらえるよう促進していく。</li> <li>・小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町 気象台
(再掲) みずから守る プログラムの 活用 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。</li> </ul>	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水予測や水位情報の提供の強化 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。</li> <li>・水位計は、1 時間ごとや 10 分ごとの水位をインターネットにより提供している。</li> <li>・河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。</li> </ul>	引き続き実施（拡充）	愛知県 市町

## 2) 被害軽減の取組

### ①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。</li> <li>・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町が連携して水防団等の情報共有を行っていく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町
水防訓練の充実 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町

### 3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画に基づき河道掘削等や河道内及び河川構造物の維持管理を実施している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画に基づき河道整備等を実施していく。</li> <li>・さらに、現況河道の流下能力を最大限活用するため、堆積土砂・雑木等の除去を実施していく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県
樋門・樋管等の施設の整備 【○】	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次あいち地震対策アクションプランに位置づけた樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び、老朽化対策を実施している。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び老朽化対策を実施していく。</li> </ul>	引き続き実施(拡充)	愛知県

### 3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
流域の対策	<p><b>現状の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。</li> <li>・開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。</li> <li>・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。</li> </ul> <p><b>今後の取組方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 (流城市町村が実施する貯留施設整備) (特定都市河川浸水被害対策法第9条に基づく雨水貯留浸透施設) (特定都市河川流域における保全調整池の保全) など</li> <li>・開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。</li> <li>・ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。</li> </ul>	引き続き実施	愛知県 市町

表4 目標時期の記述内容に関する解説

目標時期の記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施（拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

#### 4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うとともに、「矢作川水防災協議会」とも連携しながら進めていく。

##### 【フォローアップのイメージ】

